

## 地震編（木造・プレハブ）

## 調査票記入の手引き

**（１）通常の地震被害により損傷した住家****１）第１次調査票Ａ**

## i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておく良いでしょう。

## ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックを入れます。
- 4) 「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「４．応急危険度判定」については、当該住家の応急危険度判定の調査表やステッカーに記載されている結果を参照に危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定調査表やステッカーに記載されている傾斜、コメント等を転記してください。あわせて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 6) 「５．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「６．傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「６．傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 8) 「７．躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 9) 「８．基礎」は、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。
- 10) 「９．壁」「10．屋根」は、損傷程度毎に該当する面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えないように**してください。

なお、面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）

- 11) 「10. 屋根」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表の記入

- 12) 傾斜無の表において、「8. 基礎」と「9. 壁」と「10. 屋根」のそれぞれで○をつけた値の合計値をそれぞれの部位の欄に記入し、各合計値の和を「あ」に記入してください。「6 傾斜」の平均値が2 cm未満の場合は、「あ」が住家の損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を合計し、該当する欄に記入してください。

- 13) 「6. 傾斜」の平均値が2 cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「10. 屋根」に15%を加えた値が損害割合「い」となります。「あ」又は「い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 14) 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

## 2) 第1次調査票B

### i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

### ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 4) 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「4. 応急危険度判定」については、当該住家の応急危険度判定の調査表やステッカーに記載されている結果を参照に危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。また、応急危険度判定調査表やステッカーに記載されている傾斜、コメント等を転記してください。あわせて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 6) 「5. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「6. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「6. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 8) 「7. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。損傷率が75%以上となった場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 9) 「8. 基礎」～「10. 屋根」について、該当する場所に○印をつけてください。損傷がない場合は、「無被害」に○をしてください。

※損害割合は、損傷程度と損傷面積率によって決まります（損傷している範囲が広く、損傷面積率が大きくても、損傷程度によっては、大きな損害割合とならない場合があります）。『イメージ図』の損傷程度と損傷面積率との関係に留意して、最も近い損害割合を選んでください。

- 10) 「10. 屋根」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

## iii) 損害割合算出表の記入

- 11) □A「6 傾斜」の平均値が2 cm以上（6 cm未満）であるまたは□B「9 壁」の損害割合が無被害又は8であるに該当するかどうかを確認し、Aに該当かつBに該当の場合は、傾斜有の計算へ、それ以外の場合は、傾斜無の計算へ進みます。
- 12) 傾斜無の場合は、「8. 基礎」と「9. 壁」と「10. 屋根」の合計値が損害割合となります。
- 13) 傾斜有の場合は、「10. 屋根」に15%を加えた値が損害割合となります。

※「8」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該当する欄に記入してください。

- 14) 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

### 3) 第2次調査票

#### i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

#### ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 4) 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 5) 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「4. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「5. 基礎」は、基礎の全長、損傷長を計測し、基礎の損傷率を算出してください。基礎の損傷率が75%以上となつた場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「6. 柱（又は耐力壁）」について、目視により損傷率が75%以上かどうか判断できない場合は、調査票第2次-2「7（平面図）」以降に進んでください。
- 8) 「7（平面図）」では、各階平面図及び屋根伏図を記入します。平面図は「9. 外壁」～「15. 建具」において各部位の損傷箇所と損傷程度を記載し、被害の面積比率を判断するために利用しますので、各階の間取り図がわかるように記載します。例えば、ふすまや畳などを目安に、一マスを半間とすると書きやすくなります。1枚で全ての図面を記入できない場合は、コピーして使用してください。
- 9) 「8. 面積率」の床面積率と屋根面積率は、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
- 10) 「9. 外壁」～「15. 建具」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。**面積率の合計は100%を超えないようにしてください。**面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他のいずれかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）  
各部位毎に、どの部分にどの程度の被害があつたかについては、後から確認することができるよう、「8）」で作成した平面図に書き込んでください。

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 11) 「16. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。
- 12) 「16. 設備」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

### iii) 損害割合算出表の記入

- 13) 調査票第2次-3の「9. 外壁」から「15. 建具」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 14) 調査票第2次-3の「16. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階にある設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 15) 1頁目の「b」列には調査票第2次-3のB欄の値を、「c」列にはC欄の値を転記してください。
- 16) 「d」列は、「b」列の値と「c」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、d列のうち「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が11%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 17) 「e」列は、「b」列の値に1.25を乗じた値、「f」列は「c」列の値に0.5を乗じた値を記入します。

※なお、各階の損害割合に乘じる係数（1.25及び0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数であることから、住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乘じる係数を設定することも必要なことと考えられます。

- 18) 「g」列は、「e」列の値と「f」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、「a」列に記載してある構成比を上回ることはできません。「a」の値よりも大きな値となった場合は、「a」の値を記載してください。
- 19) 「d」列の合計値を「あ」、「g」列の合計値を「い」にそれぞれ記入します。
- 20) 「4. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 21) 「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、「h」列を使用します。「あ」>「い」の場合、「d」列の値を、「あ」≤「い」の場合、「g」列の値を「h」列に転記してください。「12. 柱（又は耐力壁）」及び「5. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最

大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。